

平成22年 12月 企画総務常任委員会

世田谷区議会企画総務常任委員会会議録第二十四号

平成二十二年十二月十五日（水曜日）

場 所 第一委員会室

出席委員（十名）

委員長	宍戸のりお
副委員長	市川康憲
	上島よしもり
	菅沼つとむ
	平塚敬二
	すがややすこ
	桜井 稔
	竹村津絵
	田中優子
	ひうち優子

事務局職員

議事担当係長	渡部弘行
調査係主任主事	佐々木崇

出席説明員

副区長	平谷憲明
-----	------

政策経営部

部長	金澤博志
政策企画課長	小田桐庸文
財政課長	岩本 康

総務部

部長 堀 恵子

総務課長 宮内孝男

財務部

部長 霧生秋夫

経理課長 岡田 篤

選挙管理委員会事務局

事務局長 杉野憲三

◇ ~~~~~ ◇

本日の会議に付した事件

1. 請願審査

- (1) 平二二・三四号 公契約条例に係る検討委員会設置を求める請願

2. 報告事項

- (1) 税外収入確保に向けた指針の策定について
- (2) 「政策点検に基づく今後の取組み（政策原案）」について
- (3) せたがや区民債第八回の発行について
- (4) 平成二十二年度工事請負契約締結状況（十一月分）について
- (5) 平成二十三年度執行統一地方選挙について
- (6) その他

3. 協議事項

- (1) 次回委員会の開催について

◇ ~~~~~ ◇

午前九時五十九分開議

○宍戸 委員長 ただいまから企画総務常任委員会を開会いたします。

○宍戸 委員長 本日は、請願の審査等を行います。

それでは、請願審査に入ります。

最初に、平二二・三四号「公契約条例に係る検討委員会設置を求める請願」を議題といたします。

平二二・三四号は、五千百三十五名分の追加署名がありましたので、ご報告いたします。

ここでお諮りいたします。

本件について、請願者より趣旨説明したい旨の申し出があります。これを許可することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○宍戸 委員長 ご異議なしと認め、そのように決定いたします。

趣旨説明を聴取するため、委員会を休憩いたします。

午前十時休憩

午前十時七分開議

○宍戸 委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

本件について、理事者の説明を求めます。

◎岡田 経理課長 それでは、平二二・三四号「公契約条例に係る検討委員会設置を求める請願」につきまして、私どものほうで認識している点についてご説明申し上げます。

請願者の趣旨説明の中でご説明がありましたように、近年の厳しい経済状況の中で、

中でも建設業を取り巻く環境変化が大きい中で、区の締結する契約におきまして極端な低価格による入札が増加するというような傾向が出てきております。こうしたことは契約した業務の履行や品質の確保に心配があるばかりではなく、区内事業者の経営の悪化、下請企業へのしわ寄せ、労働者の雇用や労働条件への影響も懸念されるところでありまして、区が行う入札におきまして競争性や透明性、公正性というものを確保する一方で、適切な競争環境を確保することも課題だというふうに認識しているところです。

区といたしましては、従前より下請労働者保護の観点から、工事請負契約の締結に当たりまして、労災保険や建設業退職金共済制度の加入状況を確認するとともに、下請使用状況の提出を求めるなど、下請関係の適正化に向けた取り組みを行ってまいりました。また、昨今の動きを踏まえまして、工事につきましては、最低制限価格の上限の引き上げ、落札予定者からの積算内訳書の提出、低入札価格調査制度の適切な運用、また、業務委託契約につきましては、請負契約における最低制限価格制度、履行評価制度の試行導入、あるいは仕様書の整備、こういった入札制度の改善に取り組んでまいったところでございます。

今後も経済状況、あるいは入札への応札状況などを的確にとらえまして、不断に入札制度の改善に取り組んでいかなければならないと考えているところであります。

一方、他団体で取り組んだ公契約条例の例のように、発注者である自治体が請負者、またはその下請負者に対して労働者に支払う賃金水準を条例で直接的に規定するというようなことにつきましては、法的な整理、あるいはその実効性の有無など検証すべき課題があると認識しております。

区といたしましては、公契約条例に関しまして、他団体の取り組みの訪問調査、二十三区の担当課長会での意見交換などを行ってまいりました。区内事業者の経営に影響することでもあり、国の法改正の動きを注視するとともに、その目的とする効果を

どのように実現するのが適切なのか、今後も他団体の訪問調査を行うとともに、関係者の意見を聞くなど慎重かつ幅広い検討が必要というふうに認識しているところがございます。

○宍戸 委員長 ただいまの説明に対しご質疑がございましたら、どうぞ。

◆平塚 委員 一つ、他団体の取り組みの調査の結果、知り得たことを教えていただけますか。

◎岡田 経理課長 まず、請願者のお話ございましたけれども、野田市さんが平成二十一年九月に公契約条例というものを公布されました。基本的には問題認識としては同一の認識であろうかと思いますが、内容としては、一億円以上の工事請負契約、一千万円以上のその他請負契約について、市が最低の賃金額を定めまして、その賃金額を受注者あるいはその下請負者が下回る賃金を支払った場合には、契約の解除等の措置ができるというような内容であると理解しております。

また、現在準備中ということで、川崎市さんが準備をされているということでお話も聞いてまいりましたが、内容につきまして、野田市さんの内容を踏まえながら検討されているということで聞いてございます。

◆平塚 委員 野田市さんのほうで約一年たってみて、その状況ですね。条例に違反する人とか、そういうところは出てきているんですか。

◎岡田 経理課長 野田市さんについては、まだ具体的にお話を聞きに伺ってはいないんですけれども、報道等によりますと、この対象とした案件について、最低に設定した額を下回るような事例が出たということは聞いてございません。

◆桜井 委員 ちょっと基本的なことを聞きます。区として区民に提供する区の公共サービス、そういう事業の質の向上という問題がありますよね。そういう区の公共サ

サービスの質の向上と、もう一つは、そこに働く労働者の処遇改善は一体だと思っていますか、その辺をちょっと教えてください。

◎岡田 経理課長 一体ということの趣旨がちょっと把握しかねる部分はございますけれども、質の向上は非常に大事だというふうに考えておりまして、そのための入札制度での配慮というのはいろいろさせていただいているところです。

それから、区が行う契約におきまして、労働者の雇用あるいは労働条件が適正に確保されることは、契約の履行に当たって大切なことであるという認識はございまして、この間、議会でのご答弁でも申し上げてきたところでございます。

◆桜井 委員 私、働いている労働者の処遇の改善ということを書いたんですけども、だから、処遇なんですよね。そこに働く労働者が生活できる賃金を得ているかどうかということがすごく大事な問題じゃないかと思うので、その辺をどう考えていますかということは今聞いたんですけども、適正なということを書いてあれなんです。

例えば、もうちょっと具体的に聞きますと、今、年収二百万円はワーキングプアと言われていて、これが一千万人以上ふえてしまうと。年間で二百万円以下しか賃金が入らない、生活をそれでやっていく、そういうことがあるような事態があって、それでその人の生活がちゃんとできるのかどうか。同時に、区の公共事業というかそういうことで、それが年収二百万円以下にしかないような契約。だから、私が言っているのは、区の公共サービスの質と処遇の問題では、例えば二百万円以下をどう見るかという問題があるんですよ。二百万円以下の賃金で働いてくださいということではないのかどうか、その辺を具体的に聞きます。

◎岡田 経理課長 今委員ご指摘のワーキングプアの問題は全国的な問題だということであろうと認識しておりますが、今お話しの具体的に二百万円の報酬が適切かど

うかということにつきましては、その仕事の内容、あるいは働く方の年齢等々いろいろ要素がございますと思いますので、一概には申し上げられないと思います。

◆桜井 委員 私、今回の議会の代表質問でこの問題を取り上げさせていただいて、ご存じだと思いますけれども、区が業務委託しているものでも、例えば新BOPの指導員のことを言いました。その新BOPの指導員は年収が百九十万円にしかない。その収入で生活することは大変なので、そのために男性の新BOPの指導員の定着率が悪いということを現場から言われている中で、やっぱり百九十万円の収入だと結婚して生活できないんだというような状況で、男性が結婚することを機会に、そういうなれたベテランの新BOP指導員などがいなくなってしまうと。これだけ区の公共サービスの質を保てますかということを代表質問でも取り上げたんですよね。

ですから、公共サービスの質の確保と同時に、そこで働く労働者の処遇の問題で、処遇の適正というのは、やっぱり生活できる賃金ですよ。そういうことを考えているのかどうかということがすごく大事じゃないかなと思うんですけれども、その辺は具体的に言うとどうなんですか。だから、私はその基本的な問題について聞きたいと言ったんですよ。

◎岡田 経理課長 今回、私どもは契約を所管する立場でご説明を申し上げましたが、私どもから申し上げられる内容ではないかというふうに思います。

◆田中 委員 検討委員会を設置してくださいという請願項目なんですけれども、具体的に検討委員会となると、これを受けた場合、区としてはどんな形を想定されますか。

◎岡田 経理課長 請願の趣旨として検討委員会の設置をということでございます。先ほど私どものほうからもご説明を申し上げましたけれども、さまざま幅広く検討しなきゃいけないということは考えてございます。

この間、お話を伺った自治体の例では、庁内の契約担当で詰めて、そして事業者さんとヒアリングを重ねるといようなやり方をされた例もあると聞いてございますし、また、学識経験者さんを中心にやられた例もあるように聞いてございます。

いずれにしても、この検討の中身につきましては、場合によってはその利害が対立する関係者の方もいらっしゃるわけですので、構成については、検討委員会を設置するというのであれば、慎重に構成を考えなければいけないというふうに考えております。

○穴戸 委員長 以上で質疑を終わります。

それでは、本件に対するご意見と取り扱いについて、あわせてお願いいたします。

◆桜井 委員 我が党は、この請願についてはぜひ採択をお願いしたいと思っております。先ほどもちょっと言いましたけれども、やっぱり公共サービスの質の向上とそこで働く労働者の処遇の改善というのは一体のものでありますので、その観点からも、区での公契約条例を実現するため、推進するための検討委員会の設置、大いに議論していただいて、よりよい条例ができるようにしていただきたいと思っておりますので、ぜひ採択をお願いします。

◆上島 委員 自由民主党は、この請願は採択でお願いしたいと思います。

それで一つ、この請願の項目であります「公契約条例に係る検討委員会を設置してください」ということですが、まさにこの検討をしっかりとしてもらいたいということでありまして、条例は一つの形でありまして、条例をつくることを目的とするのではなくて、やはり入札のあり方というんでしょうか、入札制度全般を含めて広い見地から、労働者の雇用ないしは労働者の暮らしを守るためにどんな形がいいのかということをしつかりと検討していただきたいとお願いいたします。採択でお願いいたします。

◆平塚 委員 公明党といたしましても、採択でお願いいたします。

意見につきましては、野田市さんも昨年九月に制定をされた、また、政令指定都市であります川崎市さんも今着々と進められている状況があります。また、全国でもその動きがありますし、世田谷に即したこういった公契約条例を制定するに当たっては、多くの課題があることは認識しておりますし、契約にとどまる問題ではなくて、政策の企画立案、さらには区内の産業界に及ぼす影響など、先ほど言われましたけれども、全庁挙げた取り組みが求められるものであると思っております。

また、住民の福祉の向上や地域の経済の活性化にいかに関与するかといった観点からも、他自治体の先進例を本当に参考にしながら、請願にあります公契約条例に係る検討委員会をまずしっかりと設置していただきたいと思っておりますので、採択でお願いいたします。

◆すがや 委員 私たちの会派でも採択をお願いしたいと思っております。

内容につきましては、会派の代表質問でも、これまで数回にわたり求めてきたことなんですね。区役所の答弁では意見交換を行ってきたということだったんですけども、そういうことではなくて、しっかりと検討委員会というように正式な会を設置することで、世田谷全体の動きとしていかなければいけないのではないかなというふうに考えています。

今回のこの請願につきましても、議会として採択することでその動きをより強めていければというふうに思っておりますので、ぜひよろしくお願いいたします。

◆竹村 委員 生活者ネットワークとしても、この間、公契約条例の必要性ということは何度か言及をしてまいりました。区として入札制度の適正化へ向けて、今さまざま取り組みをしているところです。これはぜひ関係者を入れた形で議論して、果たして世田谷にとってどのような公契約条例が制定できるのかということ積極的に検討する委員会を設置していくべきだと考えます。採択です。

◆田中 委員 みんなの党・世田谷行革一〇番としては、この請願の趣旨に賛同いたしますので、採択をお願いいたします。

◆ひうち 委員 この経済状況をかんがみ、現場で働く人にとって賃金がきちんと回るように、世田谷に合った条例を制定していただきたいと思います。まずは検討委員会を設置していただきたいと思いますので、採択をお願いします。

○宍戸 委員長 それでは、採択で意見がそろったようなので、本件については採択とすることでお諮りしたいと思います。

本件を採択とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○宍戸 委員長 ご異議なしと認め、平二二・三四号は採択とすることに決定いたしました。

以上で請願の審査を終わります。

ここで理事者の座席の入れかえを行いますので、五分間の休憩をとります。

午前十時二十五分休憩

午前十時二十六分開議

○宍戸 委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

報告事項の聴取に入りますが、途中で調査係職員が入室し、議会活動の記録のため、委員会の写真撮影をさせていただきますので、ご承知おきください。

それでは、報告事項の聴取に入ります。

まず最初に、(1)の税外収入確保に向けた指針の策定について、理事者の説明を願います。

◎小田桐 政策企画課長 この間、取り組んでまいりました税外収入確保の取り組みにつきましてご報告申し上げます。

本日は、取り組みの結果といたしまして、庁内横断的な体制を組んで検討を行った中で、税外収入確保の基本的な考え方と手順、ここまでを定めた指針を策定いたしましたので、ご報告申し上げます。

検討の経過につきまして整理いたしました資料を別紙でおつけしてございます。二枚目のA3の資料をごらんいただければと思いますが、1の公有財産の有効活用（有償貸付）から始まりまして6の区有駐車場有料化まで、以上の六項目につきまして検討してまいった条項を右から二番目の列に記入してございます。いずれのものについても、基本的な考え方を整理して、本日、指針としてまとめたものをご報告申し上げるということです。今後、この指針に基づきまして、具体的な貸し付け、広告事業の拡充、そういったものに取り組んでまいりたいというふうに考えております。

恐れ入ります、資料に戻っていただきまして、今回の指針は、3に書いてございませとおり、①の自動販売機の設置に関する指針から⑤駐車場の有料化に向けた指針という五点でございませますが、参考といたしまして、区の広告掲載ガイドラインについては本年八月に改定してございませるので、その資料もおつけしてございませ。

4今後の取組みにつきましては、先ほどご説明いたしましたとおり、可能なものから二十二年度、本年度中の実施を目指しております。二十三年度に実施するものにつきましては、当初予算へ反映させてまいりたいと考えております。

今後、そういったことございませして、具体的な内容については、二十三年度の当初予算案とあわせてお示しできると考えておりますし、以上の取り組み等については、明年八月ごろの決算報告の中で、最初の成果、二十二年度に取り組みがございましたらば、その成果をご報告申し上げることができるというふうに考えております。

資料の三枚目をごらんいただきたいんですが、税外収入確保に向けた指針の策定の

全般的なまとめの考え方ということで整理したペーパーを一枚おつけしてございます。これらの取り組みの経緯を踏まえて指針を策定したわけございまして、指針策定の目的としましては、基本的な考え方、手順をまとめているということでございます。

それ以降、具体的な指針をおつけしてございますが、最初の自動販売機の設置による公有財産の有効活用指針、表紙をおめくりいただきますと、一ページのところに、1 主旨、2 目的、3 基本的な考え方と整理させていただいております。4 以降で具体的な設置方法や使用料等、そういったものが整理されているところですが、いずれの指針におきましても、このようなスタイルといいますか、想定でまとめたものとなっております。具体的な指針の内容につきましては、後ほどごらんいただければと思います。

ご説明は以上です。

○**中央** 委員長 ただいまの説明に対しご質疑がございましたら、どうぞ。

◆**菅沼** 委員 財政の厳しい折、今説明があったけれども、具体的にできるところからどんどん進めてくださいよ、お願いしておきます。

◆**すがや** 委員 この内容なんですけれども、外郭団体にも適用されるのかということですね。例えば④とかは結構関係してくると思うんですが、そういう部分でどうなのかなと。

◎**小田桐** 政策企画課長 外郭団体に取り組んでいる事業の中には、区から委託している事業と外郭団体が自主的にやっている事業と大きく分けて二つの事業があるわけですが、当然区から委託をしている事業については、この税外収入の①から⑤に関する指針に基づいた事業の組み立てをした上で、外郭団体への委託というものを組み立てるといことが一点です。

それから、外郭団体が自主的に行っている事業の中についても、こういった区が取り組んでいる税外収入の確保に向けた考え方というものを踏襲いただいて、基本的にはわかりやすくというだけではなく、サービスの提供者に対しての負担のあり方だとか、それぞれがやっている事業の中での自動販売機の設置についての考え方とか、そういったものは踏襲して取り組んでいただくということで、所管課のほうから投げかけをしていく予定であります。

◆平塚 委員 自動販売機の設置なんですけれども、現状、こういう形でさまざまな団体に設置をさせているわけなんですけれども、若干区に戻すような考えはあるんですか。

◎小田桐 政策企画課長 今現在設置している自動販売機の設置状況については、区が直接歳入できるものと設置者が歳入するものの二種類ございまして、設置の経緯と、今後、財産の使用状況、使用の権利譲渡関係、そういったものも踏まえた上で整理していきたいというふうに考えます。

○宍戸 委員長 それでは次に、(2)「政策点検に基づく今後の取組み（政策原案）」について、理事者の説明を求めます。

◎小田桐 政策企画課長 現在、区では政策点検の取組みを進めているところでございますが、平成二十二年十二月十三日現在の政策点検の点検状況と今後の具体的な取組みを「政策点検に基づく今後の取組み（政策原案）」ということで取りまとめいたしましたので、本日ご報告するところでございます。

引き続き進捗状況を踏まえまして取組みの具体的な検討を進めまして、二月には点検結果の最終版をご報告したいと考えてございます。この件につきましては、当委員会ほか四常任委員会、五常任委員会であわせて報告ということになってございます。

別添の資料をごらんいただければと思いますが、A4判横版になってございます。

政策原案には予算事業を基本として、それに連なる約千七百の事業を載せてございます。十一月の常任委員会でご報告した段階では、約千九百の事業がありますというご説明をしたかと思いますが、その後、その千九百の項目を整理統合させていただきまして、本日お示した事業項目は約千七百になってございます。

これに基づく今後の取り組みがこの中には記載されているわけですが、あわせて外郭団体の見直しとか税外収入の確保、施設整備等に関する各領域共通のテーマについてもご報告しております。

お手元の冊子は六編に分かれてございまして、各領域ごとにまとめております。最後の一編が、今申し上げました各領域共通のテーマについての資料となっております。

クリップを外していただきましてごらんいただければと思うんですけれども、表紙をごらんいただければ、裏面のところには、これまで検証委員会を設置した上でご提言をいただき、その提言に基づきまして、区長が示した方針に基づいて点検しましたという趣旨をご説明してございます。十二月十三日現在の状況を整理した上で、今後引き続き検討する中で、持続可能で強固な区政の基盤構築を図ってまいりたいというふうに考えているところでございます。

六編の内容は、下の目次に書いてございますとおり、一ページから企画総務領域、二九ページから区民生活領域、八八ページからは保健福祉領域、一八六ページ以降、都市整備領域、教育領域が二二五ページ、その他のものが二五九ページというふうになってございます。

一ページ、企画総務領域になってございますけれども、この内容については後ほどごらんいただきまして、詳細につきましては、右側に書いてございます担当所管課のほうにお問い合わせ、ご意見等をいただければというふうに考えてございます。

なお、一番左の列の番号欄に*印がついている重点調整事業というものについてですが、これは、十一月に状況をご報告いたしました際に、政策経営部から各部に重点

調整を今後行っていきたいということでお示しした事業でございます。

その右側、予算事業名につきましては、千五十七の予算事業、その右側、事務事業名等が先ほど申しました約千七百の事業項目ということでございます。その右側が現状と課題ということでございまして、現在の事業を簡単にご説明するとともに、現在の課題を整理しております。

その右側に政策点検に基づく取組みとして、二十三年度の取組み内容、または二十四年度以降に取り組む内容を記載しておりますが、ここの両欄に記載している内容は、今後、予算編成の状況を反映することによりまして、二月の最終結果でご報告する際には、内容が今後変更になっていくということをご了承いただきたいと思っております。

また、それぞれの事業の取組みの詳細等については、所管部課が書いてございます、先ほどのとおりですが、こちらのほうにお問い合わせ、ご意見等をぜひいただければというふうに考えております。

なお、現在の取組み状況を書いているということでございますので、二十三年度の取組み内容、二十四年度以降の取組み内容のところの記載は、今現在整理がついたものについてはその内容と、検討中のものについてはどういった検討をしているか、その状況を記載しているということになってございますので、その違いをご了承いただきたいと思っております。

説明は以上です。

○宍戸 委員長 ただいまの説明に対しご質疑がございましたら、どうぞ。

◆[菅沼](#) 委員 これはスケジュールで二月七日、八日で、二十三年度のやつは大体方向性を決めていくということですよ。

◎小田桐 政策企画課長 今後のスケジュールについては、二月七日、八日の五常任委員会で結果をご報告することになっておりますが、その中でご説明する内容は、先

ほど申しました二十三年度の予算でこういった反映をされているか、もしくは予算に直接関係のないものでも、二十三年度はこういった取り組みをするというようなものは、二十三年度の欄に記載することになります。二十四年度以降の取り組みについては、二十三年度の検討結果等を踏まえて、二十四年度以降はこういった取り組みにしていきたいという目指すところが記載される予定でございます。

◆ 菅沼 委員 全部帰ってから読みますけれども、これはばあっと見ると全部同じだよ。23、24は経費の削減しか書いていない。廃止だとかああいうのは載っているの。

◎小田桐 政策企画課長 説明をもう一度申し上げますと、今現在の検討状況の進捗状況と申しますか、点検の進捗状況のご説明資料でございまして、最終的な点検結果につきましては、来年度の予算編成の最終区長のご決定をいただくタイミングに合わせまして確定することになっておりまして、今現在はまだその結果を待つというところでございますので、これをやりますというところを明確に打ち出せるものが少ないのはそういう状況でございます。

◆ 菅沼 委員 ということは、やります、それから廃止しますというのは、今の現状だから、来年の予算に関してはそういうものが出てきますよという話ですね。

◎小田桐 政策企画課長 二十三年度から取り組むものについてはそのように記載されることになります。

◆ 桜井 委員 これは基本的にすべての事業を載せたんですか、その辺を教えてください。

◎小田桐 政策企画課長 基本的に予算事業は全部ということで、千五十七の予算事業がすべて載っております。加えて、その中の大きな事業については、一つの予算

事業の中に複数項目があるものもあります。それらの単位で載せておりますので、項目としては千七百ぐらいになっております。先ほど申しました共通のものも含めるとそれ以上ということになるわけで、予算事業に関係のないといえますか、直接影響のないものについても含めて、二月にはご説明させていただくことができればということで、今準備しているところです。

◆桜井 委員 きょう出たので、まだ全部見ていないのでわからないんですけども、今、さっきの企総のをぱっと見ていて、例えば平和事業で、これは垂れ幕になっていますが、平和資料室はどうなっているかというのは、これは何か載っているんですか。

◎小田桐 政策企画課長 基本的にわかるお示しの仕方というんですか、そういった意味では、予算事業単位で説明しますときつい部分もあるのかもしれませんが、例えば今の平和資料室の事業等については教育の事業でございまして、ここで言っている予算事業名の平和都市宣言事業は企総領域の平和事業の部分です。

○宍戸 委員長 それでは次に、(3)せたがや区民債第八回の発行について、理事者の説明を願います。

◎岩本 財政課長 せたがや区民債第八回の発行についてご報告申し上げます。

平成十六年から発行をしてまいりまして、今年度、第八回目の発行となります。

2の平成二十二年度の発行計画でございまして、発行額といたしましては十億円。発行条件といたしましては昨年同様でございまして、五年の満期一括償還でございまして、発行日につきましては、来年二月二十五日を予定してございまして、販売対象者、購入限度、(6)の申込み方法等についても昨年同様となっております。

(7)の資金使途でございまして、一般会計事業（公園用地買収事業）と記載してございまして、具体的には二子玉川公園の用地買収費の一部に充てさせていただければ

と考えてございます。

区民の皆様への周知でございますが、来年一月一日及び二月一日号の「区のおしらせ」に掲載いたしまして、あわせてホームページ、または世田谷線の駅の掲示板等で、区民の皆様にお知らせをしてみたいと考えてございます。

報告は以上でございます。

○**穴戸 委員長** ただいまの説明に対しご質疑がございましたら、どうぞ。

◆**菅沼 委員** 区民債は八回やって、返したのもあるけれども、今、借金はこれを入れて幾ら残っているの。

◎**岩本 財政課長** 今申し上げましたとおり、五年で満期一括償還でございますので、現在、一回目、二回目、三回目まではもう償還が済んでいるということになります。二回目以降、毎年度十億円を起債してございますので、現時点では区民公募債として四十億円が残っているといたったような状況でございます。

○**穴戸 委員長** それでは次に、(4)平成二十二年度工事請負契約締結状況（十一月分）について、理事者の説明を求めます。

◎**岡田 経理課長** 平成二十二年十一月分の工事請負契約の締結状況についてご報告いたします。

契約の締結状況につきましては一覧表記載のとおりでございます。二十二年十一月分は、建築工事一件、設備工事一件、造園工事一件で、契約金額の合計は一億七千四百七十二万円でございます。

○宍戸 委員長 ただいまの説明に対しご質疑がございましたら、どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○宍戸 委員長 それでは次に、(5)平成二十三年執行統一地方選挙について、理事者の説明を求めます。

◎杉野 選挙管理委員会事務局長 それでは、平成二十三年執行の統一地方選挙についてご報告をいたします。

統一地方選挙につきましては、地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律というものが十二月八日に公布・施行されたことに伴いまして、下記の日程等で行われることとなります。

まず選挙日程についてですけれども、東京都知事選挙につきましては、告示日が平成二十三年三月二十四日の木曜日、投票日は四月十日の日曜日となります。世田谷区議会議員・区長選挙につきましては、告示日が二十三年四月十七日の日曜日、投票日は四月二十四日の日曜日となります。

次に、立候補予定者説明会についてですけれども、区議会議員選挙につきましては、二月十九日の土曜日午前十時、区長選挙につきましては同日の午後二時に開催する予定でございます。会場は、いずれも世田谷区民会館二階集会室でございます。

その他、統一地方選挙の概要につきましては、改めて一月にお知らせをさせていただきます。また、立候補予定者説明会のご案内につきましては、「区のおしらせ」二月一日号などによるほか、一月には事前に各政党等支部と区議会議員の皆様にご通知させていただくことを考えております。

○宍戸 委員長 ただいまの説明に対しご質疑がございましたら、どうぞお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○宍戸 委員長 それでは次に、(6)のその他、何かございますか。

◎岡田 経理課長 口頭で申しわけございませんが、ご議決をいただきました契約案件につきまして契約変更する必要が生じたので、取り急ぎの第一報としてご報告申し上げます。

件名は代田区民センター・代田六丁目市街地住宅の建物除去等工事委託でございます。

平成二十二年第二回定例会でご議決をいただきまして、六月二十一日付で契約をしてございます。契約の相手方は都市再生機構東日本支社、契約金額は二億二千六百八十六万四千七百二十二円、工期は平成二十三年十月三十一日です。

本年十一月、契約の相手方である都市再生機構より、建物の構造上の特殊性から、安全管理上、当初予定の工法を変更せざるを得ないこと、これに伴い工期をおくらせざるを得ないことが、現場に着手した後に判明したという情報が寄せられました。

区といたしましては、直ちに事実確認と検証に着手いたしましたが、現段階で工期の変更についてはやむを得ないものと考えてございます。また、当初予定の工法につきまして、変更を前提に、現在検証作業を進めているところでございます。

新たな工法、工期の確定、契約上の取り扱いに関する都市再生機構との協議につきましてはなお時間を要する見込みでございますけれども、その結果によりましては、工期のみならず、契約金額の変更も必要になることが想定されますので、今後、精力的に交渉を進めてまいります。

この結果、代田区民センター、代田児童館、代田図書館の新規開設時期に影響が出るとともに、平成二十二年度補正予算や平成二十三年度当初予算編成に影響が出るた

め、変更内容の確定に向けた作業を急ぐとともに、検討の進行状況を改めてご報告してまいります。

○中央 委員長 ただいまの説明に対しご質疑がございましたら、どうぞ。

◆ 菅沼 委員 ちょっとわからないんだけど、解体するのも、つくる場合でも、普通、商売をやっていて、そこを見ながら競争入札で、うちはこの値段でできますよといって契約して出したわけですね。それなのに、何で今こんなことを言っているの。おまけに代田センターや何か押せ押せでできない、どういう話なの、よくわからない。

◎岡田 経理課長 詳細につきまして、現在検証作業を進めておりますが、都市再生機構の説明では、現場着手した後に、建物の外側に塗りつけてありますモルタルが、通常二十五ミリ程度のものが百二十ミリ程度の厚さのモルタル部分があるということで、これをそのまま工事しますと、それがはげ落ちて、下の井の頭線あるいは環状七号線の歩行者等に影響が出る危険性があるということで説明を受けてございます。これらにつきましては、事前の調査、それから設計段階で確認できなかったということの説明を受けているところでございます。

◆ 菅沼 委員 それは区が悪いんじゃないくて、その会社がいけないんじゃないの。自分たちが調べて競争入札をやって、それでモルタルが厚い薄いなんていうのは、素人がやるわけじゃないし、専門家がやるわけでしょう。それで解体が遅くなるとか、そんな会社はよく事業として、都市再生機構は自分たちが仕事をやっていて、これは誇りがいいのかね。そんなことがあるのなら、みんなオーケーになっちゃうよ。

◎岡田 経理課長 今委員からご指摘いただいた点も含めまして、これから都市再生機構と鋭意交渉してまいりたいというふうに考えております。

◆ 菅沼 委員 厳しくやってきてください。

◆ 田中 委員 ちょっと関連で、このときの入札状況というのはどうだったか、落札状況を教えていただけますか。

◎ 岡田 経理課長 これはURが総合評価入札ということで入札をした結果と聞いてございます。参加事業者は三社というふうに聞いてございます。

◆ 竹村 委員 これは記憶なので、確かではないんですが、これは直接は東京都が入札を行ったんでしたでしょうか。

◎ 岡田 経理課長 この建物につきましては、都市再生機構が持っております住宅と区の公共施設の合築施設でございます。おおむねURが七、区が三というような比率でございましたものですから、持ち分の多いURさんのほうが工事をしまして、区が応分の負担をするという契約になってございます。

◆ 竹村 委員 そうしますと、URが七ということで、URの建物ということだと思っるので、このモルタルが何でそれほど厚いのか、そのあたりのことはわかっていたんじゃないかなと思うんですね。今後、これから出てくるんでしょうけれども、これについては、例えば区として費用負担がふえるというようなことも想定されるのでしょうか。

◎ 岡田 経理課長 今URが変更したいという工法に切りかえますと、相当の経費増が出てくるということが想定されるというふうに聞いております。その中で区がどれだけ負担するかということにつきましては、今後の協議ということになるかと思えます。

◆ すがや 委員 開設日時に変更とあったんですが、当初の開設日時はいつだったんでしたっけ。

◎岡田 経理課長 二十五年の三月でございました。

○宍戸 委員長 ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○宍戸 委員長 ほかになければ、これで報告事項を終わります。

○宍戸 委員長 次に、協議事項に入ります。

次回委員会の開催についてですが、年間の予定表によりますと二月七日月曜日午前
十時となりますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○宍戸 委員長 それでは、次回の委員会は二月七日月曜日午前十時から開催予定と
いたします。

○宍戸 委員長 そのほか何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○宍戸 委員長 なければ、以上で本日の企画総務常任委員会を散会いたします。

午前十時五十六分散会

署名

企画総務常任委員会

委員長

